

預金規定集

総合貯蓄口座取引規定

1. 総合口座取引契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 総合貯蓄口座取引

- (1) 次の各取引は、〈あきぎん〉総合貯蓄口座として利用すること（以下、「この取引」という。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 貯蓄預金
 - ③ 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」という。）
 - ④ 前記③の定期預金等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前記(1) ①から③までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. 取扱店の範囲

- (1) 普通預金および貯蓄預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口10,000円以上（ただし、中間利息定期預金および国債等の利金によって作成される預金の預入れを除く。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金等の預入れ、解約は取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。

3. 定期預金等の満期日における取扱い

定期預金等はその預入方式に応じ、次のとおり取扱います。

- (1) 自動継続式の定期預金等
 - ① この定期預金等は、満期日に前回と同一の種類および期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳記載の最長預入期限の日に期日指定定期預金として自動的に継続します。
 - ② 継続された預金についても前記①と同様とします。
 - ③ 継続を停止する場合は、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を取扱店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取扱店に申出てください。
- (2) 自動解約式の定期預金等
 - ① この定期預金等は、満期日に自動的に解約のうえ元利金をこの取引の普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。
 - ② 解約を停止する場合は、満期日までにその旨を取扱店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限までにその旨を取扱店に申出てください。

4. 預金の払戻し等

- (1) 普通預金または貯蓄預金の払戻し、定期預金等の解約をする場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) ただし、前記3(2)の自動解約式の定期預金等の場合はこれによらず、満期日に自動解約のうえ元利息をこの取引の普通預金に入金します。なお、入金後は定期預金・担保明細欄記載の当該預金は無効となります。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをする場合は、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. 預金利息の支払い

- (1) 普通預金および貯蓄預金の利息は、毎年2月と8月の第3金曜日の翌日に、普通預金および貯蓄預金に組入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. 当座貸越

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下、「極度額」という。）は、次の金額とします。
この取引の定期預金等の合計額の90%（1,000円未満、切捨て。）または500万円のうちのいずれか少ない金額
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除く。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. 貸越金の担保

- (1) この取引に定期預金等があるときは、後記(2)の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
この取引の定期預金等には、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金等があるときは、後記8(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
貸越利率が同一となる定期預金等が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金等について解約または（仮）差押があった場合には、前記6(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
② 前記①の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、ただちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. 貸越金利息等

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の第 3 金曜日の翌日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2 年以上」の利率に年 0.5%を加えた利率
 - B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
 - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.5% を加えた利率
 - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.5% を加えた利率
- ② 前記 8 (1) ①の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしただちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が零となった場合には、前記 8 (1) ①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- なお、この定期預金等が前記 3 (2) の自動解約式の場合は、解約にともない自動的に貸越金の利息をこの取引の普通預金から徴収するものとし、徴収不能の場合はこの定期預金等の自動解約を停止します。
- (2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

9. 届出事項の変更、通帳の再発行

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金および貯蓄預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

10. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前四項の届け出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

12. 即時支払

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があった場合
 - ② 預金者に相続の開始があったことを当行が知った場合
 - ②の2 預金者が行方不明になったことを当行が知ったとき
 - ③ 前記8(1)②により極度額をこえたまま6か月を経過した場合
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなった場合
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れている場合
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合

13. 解約等

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に貯蓄預金、定期預金等の記載がある場合で、それらの残高があるときは、別途に貯蓄預金の通帳または定期預金等の通帳（証書）を発行します。
- (2) 前記12(1)および(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

14. 差引計算等

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができます。
 - ① この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

15. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) 普通預金、貯蓄預金、定期預金等その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

16. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合に

は、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと
して、相殺することができます。

なお、この預金が第7条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱い
とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指
定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越
金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充當する
こととします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく
異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし
て、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当
行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を
期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するもの
とします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある
ときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要
する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認め
られる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更するこ
とができるものとします。

預金共通規定

預金共通規定は、以下の預金（以下これらを「この預金」という。）に共通して適用します。

- 普通預金
- 貯蓄預金
- 納税準備預金
- 自由金利型定期預金M型（スーパー定期）
- 自由金利型定期預金（大口定期預金）
- 満期自由型定期預金（ふくりっ子）
- 変動金利定期預金
- 期日指定定期預金
- 積立式定期預金
- 積立定期預金
- 年金受取型積立定期預金
- 通知預金
- 譲渡性預金

1. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受け入れの記載を抹消したうえ（証書の場合は証書と引換えに）取扱店で返却します。

2. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。
ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もし

くは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。

4. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

a この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

b この預金の預金者が第9第1項に違反した場合

c この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

d 法令で定める本人確認等、および第3条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

e この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

f 前記aからeの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

a 預金者がこの預金の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

b 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- c 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他 (a) から (d) に準ずる行為
- (4) この預金を書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに取扱店に提出してください。
- ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。
- (5) 通知預金については通知預金規定、また総合貯蓄口座取引については総合貯蓄口座取引規定により取扱います。

5. 届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等

- (1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 印鑑照合、カード認証等

- (1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情

がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

- (2) カード認証により届出の印章の押印を不要とした場合は、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、カード認証等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) なお、預金者（個人に限ります。）は、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. 盗難通帳（証書）による払戻し等

- (1) 本条は個人の預金者の預金取引について適用されます。
- (2) 盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - a 通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - b 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - c 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下『補てん対象額』といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前二項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - a 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - (a) 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - (b) 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - (c) 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - b 通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われたこと
- (6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った金額の限

度において、第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(7) 当行が第3項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(8) 当行が第3項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. 譲渡、質入れの禁止

(1) この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

休眠預金等活用法

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金活用法」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。（ただし、譲渡性預金を除きます。）

- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ④ この預金が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前記(1)2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回償還日）
- ② 定期預金等の商品について

初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日

- a 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
- b 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。

当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。

当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと。（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）

当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

⑥ 総合貯蓄口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合
他の預金にかかる最終異動日等

2. 総合貯蓄口座取引にかかる預金の最終異動日等

総合貯蓄口座取引における預金のいずれかに将来の債権の行使が期待される事由（前記1.(2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

3. 休眠預金等代替金に関する取扱

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金にかかる休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

普通預金規定

普通預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 取扱店の範囲

この預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. 預金事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

9. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、預金共通規定第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同規定第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。
- (2) 預金共通規定第4条第2項各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- (3) 前項のほか、預金共通規定第4条第3項各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続するこ

とが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

貯蓄預金規定

貯蓄預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 取扱店の範囲

この預金は、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. 預金の払戻し

この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。

6. 自動支払い等

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
 - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
 - ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

8. 預金事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 譲渡、質入れ等の禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、預金共通規定第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同規定第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申出てください。

(2) 預金共通規定第4条第2項各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(3) 前項のほか、預金共通規定第4条第3項各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

納税準備預金規定

納税準備預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の目的、預入れ

この預金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でもいつでも預入れができます。

2. 証券類の受入れ

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 受入証券類の決済、不渡り

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は取扱店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. 預金の払戻し

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。なお、この預金は取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも払戻しができます。
- (2) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当行本支店に提出してください。

- (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取扱店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、取扱店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円とし毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、納税準備預金利率を適用することなく、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. 納税貯蓄組合法による特例

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- (1) 納税貯蓄組合預金は第5条第1項にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第6条第2項の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の場合は、所得税はかかりません。

8. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、預金共通規定第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、同規定第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10. 解約

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。
- (2) 預金共通規定第4条第2項各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- (3) 前項のほか、預金共通規定第4条第3項各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- (4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取扱店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定

自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続自由金利型定期預金（M型）〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) この預金の継続後の期限前解約利率は、継続日における当行所定の期限前解約利率とします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（継続後の預金については前記1（2）の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型3年定期預金（M型）」という。）、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型4年定期預金（M型）」という。）および預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型5年定期預金（M型）」という。）の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数自由金利型定期預金M型（スーパー定期）規定点第4位以下は切捨てる。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、自由金利型2年定期預金（M型）に限り、中間払利息を定期預金とすることができません。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 自由金利型2年定期預金（M型）、自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）、自由金利型5年定期預金（M型）以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金(以下「中間利息定期預金」という。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。
- 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
- ③ 自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)の中間払利息は、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ④ 自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)を複利型とした場合の利息は、前記③にかかわらず、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または元金に組入れて自由金利型3年定期預金(M型)、自由金利型4年定期預金(M型)および自由金利型5年定期預金(M型)に継続します。
- ⑤ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後および5年後のそれぞれの応当日を満期日としたこの預金の利息を、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記(1)および(2)にかかわらず次によります。
- ① 利息の支払いが1か月ごとの場合
- 預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
- ② 利息の支払いが2か月ごとの場合
- 預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
- ③ 利息の支払いが3か月ごとの場合
- 預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。
- ④ 利息の支払いが6か月ごとの場合
- 預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
- その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。ただし、前記①から④による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印

章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をした場合は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前記(3)による利息が支払われている場合には、その支払い額（中間払利息または前記(3)による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と次の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×40%
G 3年以上5年未満	約定利率×70%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×10%

C	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×20%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×30%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
G	3年以上4年未満	約定利率×50%
H	4年以上5年未満	約定利率×70%

(6) (5)①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

(7) 複利型の預金については、預入日から6か月経過後はこの預金の一部を1万円以上1円単位で解約することができます。この場合は前記(5)②から④までの期限前解約利率によって計算し、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

(8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 中間利息定期預金

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし（証書の場合は、預金証書を発行しないこととし）、次により取扱います。

① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（証書）とともに提出してください。

(3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記(2)②にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし

て、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

〔自由金利型定期預金（M型）〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期等

この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に、利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳（証書表面）記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

2. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、満期日以後（自動解約式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とし、単利の方法により計算するこの預金および利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金するとし、単利の方法により計算するこの預金については、利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 中間払利息を預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の

印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後および5年後のそれぞれの応当日を満期日としたこの預金の利息を、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記①および②にかかわらず、次によります。

A 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの利息を預金とともに支払います。

B 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

C 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金（証書）とともに支払います。

D 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、前記AからDによる利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または

証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。)、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前記(1)③による利息が支払われている場合には、その支払い額(中間払利息または前記(1)③による利息の支払日が複数ある場合はその合計額)と次の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上4年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| G 3年以上5年未満 | 約定利率×70% |

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| H 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

(4) (3)①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

また期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

(5) 複利型の預金については、預入日から6か月経過後はこの預金の一部を1万円以上1円単位で

解約することができます。この場合は前記(3)②から④までの期限前解約利率によって計算し、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 中間利息定期預金

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし(証書の場合は、預金証書を発行しないこととし)、次により取扱います。

① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳(証書)とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳(証書)とともに提出してください。

4. 自動解約式の通帳等の効力

前記1の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ(証書)は無効になります。

5. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要

する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

自由金利型定期預金（大口定期預金）規定

自由金利型定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続自由金利型定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（継続後の預金については前記1（2）の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金」という。）、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型3年定期預金」という。）、預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型4年定期預金」という。）、および預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型5年定期預金」という。）の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てる。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、自由金利型定期預金（大口定期預金）規定満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 自由金利型2年定期預金、自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自由金利型2年定期預金、自由金利型3年定期預金、自由金利型4年定期預金および自由金利型5年定期預金の中間払利息は、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

- (3) 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後および5年後のそれぞれの応当日を満期日としたこ

の預金の利息を、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記(1)および(2)にかかわらず、次によります。

① 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

② 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

③ 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。

④ 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座に入金します。ただし、前記①から④による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をした場合は最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について、次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前記(3)による利息が支払われている場合には、その支払い額(中間払利息または前記(3)による利息の支払日が複数ある場合はその合計額)と次の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨て。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)
預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書表面）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てる。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)
預入日数

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

4. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

〔自由金利型定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期

この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳（証書表面）記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

2. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後（自動解約式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金および利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金するとしたこの預金については、利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書表面）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ③ 預入日の1年後、2年後、3年後、4年後および5年後のそれぞれの応当日を満期日としたこの預金の利息を、あらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合は、前記①および②にかかわらず、次によります。

A 利息の支払いが1か月ごとの場合

預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

B 利息の支払いが2か月ごとの場合

預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

C 利息の支払いが3か月ごとの場合

預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

D 利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。

その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、前記AからDによる利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息または前記(1)③による利息が支払われている場合には、その支払い額（中間払利息または前記(1)③による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と後記②の利率によって計算した期限前解約利息との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点4位以下は切捨てる。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、最も低い利率

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)
預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てる。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とする。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率 - (基準利率 - 約定利率) × (約定日数 - 預入日数)
預入日数

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 自動解約式の通帳等の効力

前記1の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ（証書）は無効になります。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

満期自由型定期預金（ふくりっ子）規定

満期自由型定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続満期自由型定期預金規定〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限に自動的に満期自由型定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし継続後のこの預金の元金額が当行所定の金額以上になる場合には、自動継続を停止します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書表面）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を取扱店に申出てください。

2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で指定してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約する場合は解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については上記1（2）の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) 継続後の預金についても前記(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。

- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (6)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 第2条第1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

〔満期自由型定期預金規定〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から通帳（証書表面）記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で指定してください。ただし、この預金の元金が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。
- (3) 自動解約式の場合は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限が到来したときに、自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限後に支払う場合には最長預入期限）前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 債権 保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

3. 自動解約式の通帳等の効力

前記1(3)の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ(証書)は無効になります。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 第1条第1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

変動金利定期預金規定

変動金利定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続変動金利定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし6か月後の応当日を満期日とする、次の預入金額に応じた定期預金の店頭表示の利率に、継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
 - ① 1円以上1,000万円未満 自由金利型定期預金（M型）
 - ② 1,000万円以上 自由金利型定期預金ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、3および4（1）において同じ。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、その日を預入日とし6か月後の応当日を満期日とする、次の預入金額に応じた定期預金の店頭表示の利率に当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

- ① 1円以上1,000万円未満 自由金利型定期預金（M型）
- ② 1,000万円以上 自由金利型定期預金。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」変動金利定期預金規定と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」という。）および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てる。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金しま

す。

- ② 中間利払日数および通帳（証書表面）記載の利率（前記 2 により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記 1（2）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日に指定口座に入金します。
- ③ 6 か月複利の方法により利息を計算するこの預金については、約定日数および約定利率によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) 債権 保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の 2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合などこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下、切捨て。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ 6 か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 6 か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6 か月以上 1 年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指

定のうへ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

〔変動金利定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期

この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳（証書表面）記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

2. 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更します。変更後の利率は、その日を預入日とし6か月後の応当日を満期日とする、次の預入金額に応じた定期預金の店頭表示の利率に当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

(1) 1円以上1,000万円未満 自由金利型定期預金（M型）

(2) 1,000万円以上 自由金利型定期預金

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書表面）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、満期日以後（自動解約式の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」という。）および通帳（証書表面）記載の中間利払利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てる。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および通帳（証書表面）記載の利率（前記2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 6か月複利の方法により利息を計算するこの預金については、約定日数および約定利率によって計算した利息を、満期日にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権 保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨てる。）によって計算し（通帳または証書表面に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算し、それ以外の場合は単利の方法により計算する。）、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払利息が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 約定利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 自動解約式の通帳等の効力

前記1の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ（証書）は無効になります。

5. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。ただし、利率の変更の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

期日指定定期預金規定

期日指定定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続期日指定定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の期日指定定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合には、自動継続を停止します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書表面）記載の最長預入期限の前日（継続をしたときはその最長預入期限の前日）までにその旨を当行本支店に申出てください。

2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、通帳（証書表面）記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。
満期日を指定する場合は、当行本支店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前記(2)により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 前記(2)による満期日の指定がない場合は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限日を満期日とします。
- (5) 前記(2)により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、前記(2)による満期日の指定がなかったものとして取扱います。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳（証書表面）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳（証書表面）記載の「2年以上」の利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前記(1)①と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日

以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下、切捨て。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 第2条第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要

する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

〔期日指定定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳（証書表面）記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 満期日は、通帳（証書表面）記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当行本支店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前記（2）による満期日の指定がない場合は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記（2）により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、前記（2）による満期日の指定はなかったものとします。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約式の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 通帳（証書表面）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳（証書表面）記載の「2年以上」の利率
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下、切捨て。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 自動解約式の通帳等の効力

前記1(1)の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ(証書)は無効になります。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 第1条第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

積立式定期預金規定

積立式定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の預入れ等

- (1) この預金は、1回あたり1円以上とし、満期日の1か月前の応当日までの間、①毎月口座振替、②増額月口座振替、③随時入金（ATM、店頭等）のいずれの方法でも預入れることができます。

なお、③による場合は必ずこの通帳をご持参ください。

- (2) この預金は取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. 預金の種類、しくみ、支払い等

この預金はあらかじめ指定を受けた積立種類に応じ次の内容で取扱います。

- (1) エンドレス（普通）型

- ① この預金は、預入金額ごとに、最長預入期限（預入日の3年後の応当日）までの期日指定定期預金として作成します。

- ② この期日指定定期預金は、最長預入期限に元利金を合計して（満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算して）、前記①と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、継続を停止するときは、この期日指定定期預金の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

- ③ この預金は、期日指定定期預金の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日に、預金残高の全部または一部について満期日を指定することができます。（満期日を指定する場合は、取扱店に対してその1か月前までに通知を必要とする。）この場合、この預金は満期日以後に利息とともに支払います。なお、預金の一部について満期日を指定する場合には、預入金額およびその合計金額で指定してください。

- ④ 前記③により指定された満期日を1か月経過しても解約されない場合またはその間に最長預入期限が到来した場合は、前記③による満期日の指定はなかったものとします。この場合、引続き最長預入期限に自動継続して取扱います。

- (2) 満期日指定型

- ① この預金は、預入金額ごとに、預入日から指定された満期日までの預入期間に応じて次の預金を作成します。

- A 預入期間が1年未満の場合

満期日までの自由金利型定期預金（M型）とします。

- B 預入期間が1年以上3年以下の場合

満期日までの期日指定定期預金とします。

- C 預入期間が3年超3年3か月未満の場合

預入日の1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に元利金の合計額をもって、指定された満期日までの期日指定定期預金に自動的に継続します。

- D 預入期間が3年3か月以上の場合

預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金とし、その満期日に元利金の合

計額をもって、指定された満期日までの残存預入期間に応じて、A、B、CおよびDの場合に準じて自由金利型定期預金（M型）または期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても、以後同様とします。

なお、継続を停止する場合は、この預金に受入れた自由金利型定期預金（M型）および期日指定定期預金の満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。

- ② この預金残高の全部または一部について満期日を指定する場合、指定された満期日を1か月経過しても解約されないときまたはその間に預入期限が到来したときの取扱いは、前記(1)③および④により取扱います。
- ③ この預金は通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

3. 利息

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

③ 前記①および②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 前記（1）②の適用利率×50%

(4) 前記（1）により利息を組入れるとこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過する場合は、この組入利息は、当行所定の方法により支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 預金の解約

(1) この預金を前記2（2）の自動解約式以外の方法により解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当行本支店に提出してください。

なお、この預金をATMとキャッシュカードでお作りいただいた場合の届出印は、キャッシュカード付帯の普通預金の届出印と同一とし、当該普通預金の口座番号をこの通帳（見返し）に表示します。

(2) この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があった場合は、当該金額に達するまで1口毎にこの預金を順次解約します。

この場合、特に指定のないかぎり、解約日現在で満期が到来し、かつ、預入日または継続日から解約日までの日数の長い預金を優先します。

5. 自動解約式の通帳等の効力

前記2（2）の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳は無効になります。

6. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当

行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

積立定期預金規定

積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の預入れ等

- (1) この預金は、1回あたり1円以上とし、満期日の1か月前の応当日までの間、①毎月口座振替、②増額月口座振替、③随時入金（A T M、店頭等）のいずれの方法でも預入れることができます。
なお、③による場合は必ずこの通帳をご持参ください。

- (2) この預金は取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. 預金のしくみ、支払い等

- (1) この預金は預入金額ごとに預入日から指定された満期日（最長5年3か月）までの預入期間に応じて次の預金を作成します。

A 預入期間が3年未満の場合

満期日までの自由金利型定期預金（M）型とします。

B 預入期間が3年以上の場合

満期日からさかのぼって2年ごとの応当日をそれぞれ元加継続日とする自由金利型定期預金（M）型とします。

- (2) この預金は通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算において預入日または前回の利息計算からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ、元金に組入れます。

利率は当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この積金は満期日前に解約できません。
- (3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの積金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 上記(1)の適用利率×50%
- ③ 1年以上3年未満 上記(1)の適用利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 預金の解約

この預金を前記2(2)の自動解約式以外の方法により解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当行本支店に提出してください。

5. 自動解約式の通帳等の効力

前記2(2)の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳は無効になります。

6. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

年金受取型積立定期預金規定

年金受取型積立定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の預入れ等

(1) この預金の預入れは、1回あたり5,000円以上1,000万円未満（1円単位）とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。

口座振替による預入れの場合の振替日、振替金額、振替指定口座等は、別に提出された預金口座振替依頼書の記載のとおりとします。

(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも1回あたり1円以上1,000万円未満（1円単位）で預入れることができます。

(3) この預金は、ATMでもお預入れできます。

なお、上記(2)、(3)の場合は、かならずこの通帳をお持ちください。

2. 預入期限、受取開始日、受取サイクル、受取日の指定

(1) 「分割受取型」を選択した場合この預金を最初に預入れるときは、預入期限、受取開始日、受取サイクル、受取日を指定して下さい。なお、受取開始日と受取サイクルにより決定される次の期日を「年金元金計算日」といいます。

① 受取サイクルが1か月の場合……受取開始日の1か月前応当日

② 受取サイクルが2か月の場合……受取開始日の2か月前応当日

(2) 「一括受取型」を選択した場合

この預金を最初に預入れるときは、預入期限、受取日を指定して下さい。

3. 預金の種類、期間、継続の方法、預金の支払等

(1) 「分割受取型」を選択した場合

この預金への預入れは、預入期限、受取開始日、受取サイクルに従って次のとおり取り扱います。

a 新規作成日から年金元金計算日までの期間については次のとおり取り扱います。

① 預入れ（後記②に規定する継続も含まれます。）のつど、預入日から年金元金計算日までの期間に応じて、次の各定期預金とします。

イ 年金元金計算日までの期間が5年超の場合…預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

ロ 年金元金計算日までの期間が5年以下の場合…年金元金年金受取型積立定期預金規定計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

② 前記①のイの預金は、満期日にその元利金額および満期日に口座振替による預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前記①に規定する定期預金として継続するものとします。

b 年金元金計算日においては、次のとおり取り扱います。

① 年金元金計算日から最終受取日まで5年超の場合

イ 受取サイクルが1か月の場合

(イ) 前記(1)のaの定期預金の元利金をこの通帳に記載されている受取回数で除した金額(100円単位)を元金とする預金金額が各々同一の自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(満期受取口)」といいます。)を60口、および前記(1)のaの定期預金の元利金から前記60口の再預入定期預金(満期受取口)の合計金額を差し引いた残りの金額で自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(継続口)」といいます。)を1口作成し、この預金に預入れます。なお、再預入定期預金(満期受取口)の満期日は年金元金計算日から5年後の応当日の前日までに到来する預入日の1か月ごとの応当日とします。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(ハ) 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を残りの受取回数で除した金額(100円単位)を前記(イ)の順序に従い取り扱います。ただし、残りの受取回数が60回以下の場合、預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

ロ 受取サイクルが2か月の場合

(イ) 前記(1)のaの定期預金の元利金をこの通帳に記載されている受取回数で除した金額(100円単位)を元金とする預金金額が各々同一の自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(満期受取口)」といいます。)を30口、および前記(1)のaの定期預金の元利金から前記30口の再預入定期預金(満期受取口)の合計金額を差し引いた残りの金額で自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(継続口)」といいます。)を1口作成し、この預金に預入れます。なお、再預入定期預金(満期受取口)の満期日は年金元金計算日から5年後の応当日の前日までに到来する預入日の2か月ごとの応当日とします。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(ハ) 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を残りの受取回数で除した金額(100円単位)を前記(イ)の順序に従い取り扱います。ただし、残りの受取回数が30回以下の場合、預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

②年金元金計算日から最終受取日まで5年以下の場合

イ 受取サイクルが1か月の場合

(イ) 前記①のイの(ハ)に準じて預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

ロ 受取サイクルが2か月の場合

(イ) 前記①のロの(ハ)に準じて預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(2) 「一括受取型」を選択した場合

a 新規作成日から受取日までの期間について次のとおり取り扱います。

① 預入れ(後記②に規定する継続も含みます。)のつど、預入日から受取日までの期間に応じて、次の各定期預金とします。

イ 受取日までの期間が5年超の場合…預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

ロ 年金元金計算日までの期間が5年以下の場合…受取日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

② 前記①のイの預金は、満期日にその元利金額および満期日に口座振替による預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前記①に規定する定期預金として継続するものとします。

b 受取日にあらかじめご指定の受取指定口座に一括入金する方法で支払います。

4. 継続の中止

この預金に受入れた定期預金の継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、継続を停止した定期預金を満期日以降に支払います。

5. 利息

(1) この預金の利息は、預入金額(継続したときは継続後の預金金額)ごとに、その預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(または継続日)現在における当行所定の利率によって計算し、満期日に元金とともに支払います。ただし利息の支払いは次によります。

① 預入期間1か月以上3年未満の場合

預入金額ごとにその預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について預入日現在(継続したときは継続日)におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率に0.1% 上乗せした利率により単利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。

② 預入期間3年以上の場合

預入金額ごとにその預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について預入日現在(継続したときはその継続日)におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率に0.1% 上乗せした利率により6か月複利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。

(2) 継続を停止した場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、元金とともに支払います。

(3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、約定利率から上乗せ利率の0.1%を除いた利率(小数点第4位以下、切捨て。)に基き次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 約定期間が1か月以上3年未満の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 (約定利率-0.1%) × 50%

C 1年以上3年未満 (約定利率-0.1%) × 70%

② 約定期間が3年以上4年未満の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 (約定利率-0.1%) × 40%

C 1年以上1年6か月未満 (約定利率-0.1%) × 50%

D 1年6か月以上2年未満 (約定利率-0.1%) × 60%

E 2年以上2年6か月未満 (約定利率-0.1%) × 70%

F 2年6か月以上4年未満 (約定利率-0.1%) × 90%

③ 約定期間が4年以上5年未満の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 (約定利率-0.1%) × 10%

C 1年以上1年6か月未満 (約定利率-0.1%) × 20%

D 1年6か月以上2年未満 (約定利率-0.1%) × 30%

E 2年以上2年6か月未満 (約定利率-0.1%) × 40%

F 2年6か月以上3年未満 (約定利率-0.1%) × 40%

G 3年以上5年未満 (約定利率-0.1%) × 70%

④ 約定期間が5年の場合

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 (約定利率-0.1%) × 10%

C 1年以上1年6か月未満 (約定利率-0.1%) × 20%

D 1年6か月以上2年未満 (約定利率-0.1%) × 20%

E 2年以上2年6か月未満 (約定利率-0.1%) × 30%

F 2年6か月以上3年未満 (約定利率-0.1%) × 30%

G 3年以上4年未満 (約定利率-0.1%) × 50%

H 4年以上5年未満 (約定利率-0.1%) × 70%

注. ①から④までの期限前解約利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。

また、期限前解約利率は解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とします。

6. この預金はマル優のお取り扱いはできません。

7. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指

定のうへ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

通知預金規定

通知預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預入れの最低金額

この預金の預入れは1口5万円以上とします。この預金が通帳制の場合は、その初回預入れ、解約は取扱店のみで扱いしますが、2回目以降の預入れは取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも扱いします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について通帳（証書表面）記載の利率によって計算します。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1万円とします。

4. 預金の解約

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（証書）とともに取扱店に提出してください。
- (2) 通帳制の場合、この預金の解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

5. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 第2条にかかわらず、この預金は、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについては別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

譲渡性預金規定

譲渡性預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期

この預金は、証書表面に記載の満期日以後に支払います。

2. 利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面に記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、満期日を預入日の2年後の応当日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）を基準として、次により取扱います。

① 預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」という。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当行所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」という。）に、届出の印章により記名押印して、証書とともに証書表面に記載の取扱店に提出してください。

② 中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

(2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

(3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 譲渡

(1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、証書とともに証書表面に記載の取扱店に提出してください。

なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当行は、提出された証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

(3) この預金を質入れする場合には、前2項が準用されるものとします。

4. 預金の解約

(1) この預金は、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を満期日以後に解約するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して証書表面に記載の取扱店に提出してください。

5. 届出事項の変更、証書の再発行等

(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、

直ちに書面によって証書表面に記載の取扱店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. 印鑑照合

証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

7. 譲受人に対する規定の適用

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

8. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 第4条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに証書表面に記載の取扱店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。